

希望業種を変更する場合の提出書類について (測量、建設コンサルタント業務等)

本市へ登録している希望業種を変更したい場合は、次の書類を更新申請と同時に提出してください。
(「希望業種変更調書」の提出が必要な変更は、本市へ登録していない希望業種を追加する場合です。)

No.	提出書類	対象	摘要
I	希望業種変更調書 (測量、建設コンサルタント業務等) (原本又は写し)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「希望業種変更調書(測量、建設コンサルタント業務等)」に必要事項を記入。 ※ 変更を希望する業種だけでなく、変更後に希望するすべての業種について記入してください。
II	登録証明 (登録証明書、 現況報告書) (写し)	該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加を希望する業種について、以下に該当する場合 ※ 申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、継続して希望できません。 なお、有効期間の更新中の場合は、更新手続き中であることがわかる書類を提出してください。 ※ 商号・代表者の変更、一部業種の廃業等により、許可証明書等の当該箇所が現状と異なっている場合は、変更の事実を確認できる書類(行政庁の受理印のある変更届など)の写しを提出してください。(岡山市への変更届が未提出の場合は至急提出してください。) ■ 「測量」を希望している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 測量業登録証明書(申請月から3か月以内に取得したもの。) ※ 委任先がある場合は、登録証明書に加えて、委任先の名称、所在地が確認できる次のものを提出してください。 ・ 最新の測量業者登録申請書別表第十一(第十二条関係)、別紙があればその別紙 ・ 上記で確認できない場合、測量業者変更登録申請書別表第十四(第十五条関係)等 ■ 「建築関係建設コンサルタント」の建築一般を希望している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士事務所登録証明書(申請月から3か月以内に取得したもの。) ※ 委任先がある場合は、委任先の建築士事務所登録証明書を提出してください。(本社のものは不要です。) ■ 「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」及び「補償コンサルタント業務」を希望し、それぞれの登録規程に基づき国土交通省へ登録している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の現況報告書(確認印のあるもの及び登録している部門のわかる部分。ただし、財務諸表部分は不要です。)

※ 本市へ登録している希望業種は、岡山市ホームページの有資格者名簿で確認できます。

※ 書類の不備、不足等がある場合は不受理となり、希望業種変更の結果に反映されません。

※ この希望業種変更調書における希望業種変更の適用は、申請月の翌月からです。更新期限月に更新した場合は、登載期間更新の適用日と異なります。岡山市ホームページに掲載の有資格者名簿で審査結果を確認する際はご注意ください。

※ この希望業種変更調書の対象は、本市へ登録していない希望業種を追加ですが、変更届等の対象(国土交通省登録の「無」から「有」への変更又は希望業種の削除等)について記載があるときは、希望業種変更調書を変更届等の代替書類として取扱います。この場合における変更届等の対象の適用日は、希望業種変更と同時(申請月の翌月から)になります。

ただし、許可の喪失や国交省登録の削除による変更の場合は変更届のみの受付となります。更新申請後、変更が生じたときは遅滞なく「岡山市入札参加資格審査申請変更届」を提出してください。

希望業種	変更前	変更後	提出書類
測量(測量一般・地図の調製・航空測量)	希望なし	希望あり(1)	希望業種変更調書でのみ変更可(更新申請時)
	希望あり(1)	希望なし	変更届
建築関係建設コンサルタント(建築一般)	希望なし	希望あり(1)	希望業種変更調書でのみ変更可(更新申請時)
	希望あり(1)	希望なし	変更届
建築関係建設コンサルタント (建築一般以外)	希望なし	希望あり(2)	希望業種変更調書でのみ変更可(更新申請時)
	希望あり(2)	希望なし	変更届
土木関係建設コンサルタント(各業種) 地質調査 補償関係コンサルタント(各業種)	希望なし	希望あり(1)	希望業種変更調書でのみ変更可(更新申請時)
	希望なし	希望あり(2)	希望業種変更調書でのみ変更可(更新申請時)
	希望あり(1)	希望なし	変更届
	希望あり(1)	希望あり(2)	変更届
	希望あり(2)	希望あり(1)	変更届
	希望あり(2)	希望なし	変更届

※ () 内の数字は国土交通省登録等の有無 1は国土交通省登録等あり、2は国土交通省登録等なし

希望業種変更調書(測量, 建設コンサルタント業務等)

下記のとおり希望業種の変更を希望します。

本社商号又は名称

※ 本調書の単独での受付は行いません。更新申請書と同時に提出してください。

※ 変更を希望する業種だけでなく、**変更後に希望するすべての業種について記入**してください。

※ この希望業種変更調書の対象は、本市へ登録していない希望業種の追加ですが、すでに登録している希望業種について、変更届等の対象（希望業種の削除等）について記載がある場合は、希望業種変更調書を変更届等の代替書類として取扱います。

ただし**国土交通省登録の削除による変更の場合は、希望業種変更調書ではなく、変更届を遅滞なく提出**してください。

【希望業種】 ※希望するものを変更分を含めてすべて記入してください。

業種（大分類）	業種細区分（小分類）	希望	備考
測量	測量一般		○契約締結先が測量業者登録を行っている場合のみ希望可。 希望する業種細区分に「1」を記入。（「2」での登録不可。）
	地図の調製		
	航空測量		
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般		○「 建築一般 」 契約締結先が建築士事務所登録を行っている場合のみ希望可。「1」を記入。 （「2」での登録不可。） ○「建築一般」以外の業務 希望する業種細区分に「2」を記入。 （「1」での登録なし。）
	意匠		
	構造		
	暖冷房		
	衛生		
	電気		
	建築積算		
	機械設備積算		
	電気設備積算		
	調査		

(次ページへつづく)

業種（大分類）	業種細区分（小分類）	希望	備考
土木関係建設 コンサルタント業務	河川，砂防及び海岸・海洋		○希望する業種細区分が国土交通省の登録を受けている場合は「1」を記入。 ○登録を受けていないが希望する場合は「2」を記入。 ※希望する業種細区分について、国土交通省登録の削除による変更（「1」→「2」，「1」→なし）の場合は遅滞なく変更届を提出してください。 様式：岡山市競争入札参加資格審査申請書変更届
	港湾及び空港		
	電力土木		
	道路		
	鉄道		
	上水道及び工業用水道		
	下水道		
	農業土木		
	森林土木		
	水産土木		
	廃棄物		
	造園		
	都市計画及び地方計画		
	地質		
	土質及び基礎		
	鋼構造及びコンクリート		
	トンネル		
	施工計画，施工設備及び積算		
	建設環境		
	機械		
電気電子			
地質調査業務	地質調査		
補償関係コンサルタント業務	土地調査		
	土地評価		
	物件		
	機械工作物		
	営業補償・特殊補償		
	事業損失		
	補償関連		
	総合補償		